〔金融商品に関する注記〕

１．金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については１年以上の長期にわたり運用が可能となる余裕金について、満期保有を原則として独立行政法人通則法第47条に規定されている金融商品（国債、地方債及び政府保証債）のみを対象として行っており、デリバティブ取引は行っておりません。

上記以外の期中において短期的に生ずる資金運用については、預金に限定して行っております。また、運用先金融機関等の債務不履行リスク等に十分配慮し信用ある格付け機関の格付けを「A」以上として選定し定期的に確認を行っております。

なお、余裕金の運用にあたっては内部規程に定められた制限及び手続きをもって行うこととしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額（＊）A	時価（＊）B	差額B－A
⑴現金及び預金	1,164,862,995	1,164,862,995	0
⑵未収金	7,287,364	7,287,364	0
⑶未払金	(214,567,744)	(214,567,744)	(0)
⑷リース債務	(24,264,649)	(24,340,546)	(75,897)

（＊）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金、⑵　未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

（注２）リース債務に係る貸借対照表計上額及び時価については、１年以内に返済予定のリース債務を含んでおります。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

該当する賃貸等不動産はございません。

〔不要財産に係る国庫納付等に関する注記〕

不要財産の国庫納付等に該当する支出はございません。

〔資産除去債務に関する注記〕

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの。

１．資産除去債務の概要

当機構が保有する建物の一部にはアスベストが使用されており、アスベスト除去時に特別の処理が義務付けられております。当機構は、当該義務の履行に要する除去費用の将来キャッシュ・フローを合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

２．資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を32年（建物耐用年限）と見積もり、割引率は2.266％（見積り時点における30年国債の利回り）を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	791,852円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―円
時の経過による資産除去債務の調整額	17,943円
資産除去債務の履行による減少額	―円
期末残高	809,795円

〔重要な債務負担行為〕

重要な債務負担行為はございません。

〔重要な後発事象〕

重要な後発事象はございません。

計量法第143条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第394号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成29年８月30日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成29年７月31日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0050	日本電気計器検定所 東京都港区芝浦四丁目15番７号	日本電気計器検定所関西支社 大阪府大阪市北区大淀北一丁目６番110号	時間	時間・周波数測定器等

（平成29年８月３日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0024	株式会社チノー 東京都板橋区熊野町32番８号	株式会社チノー　標準技術部 埼玉県久喜市河原井町18	電気（直流・低周波）	直流・低周波測定器等
0109	株式会社ミツトヨ 神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目20番１号	株式会社ミツトヨ　テクノサービス事業本部　広島キャリブレーションセンタ 広島県呉市郷原町字一の松光山626番62号	長さ	形状測定器